

令和3年度
埼玉県立春日部高等学校
生徒募集要項
(全日制の課程)

〒344-0061 埼玉県春日部市粕壁5539

TEL : 048-752-3141 FAX : 048-760-1202

第1 一般募集

1 募集人員

募集人員 男子360名（転勤等に伴う転編入学者を含む）

2 出願資格

本校に入学を志願することのできる者は、次の(1)、(2)、(3)までのいずれかの条件を満たし、かつ(4)に該当する者でなければならない。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、県立伊奈学園中学校から県立伊奈学園総合高等学校へ又はさいたま市立浦和中学校からさいたま市立浦和高等学校へ令和3年度に入学する予定の者は出願できない。

- (1) 令和3年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者、又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者）
- (4) 原則として保護者とともに県内に居住している者

なお、隣接県の隣接学区から出願する場合は、「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定」及び「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定第5条の規定に基づく令和3年度細部協定書」により出願資格を有する者。

3 出願手続

(1) 出願書類

ア 入学願書(様式5)、受検票(様式5-2)

イ 入学選考手数料

本校への志願者は、入学選考手数料として、「入学願書」の所定の位置に「埼玉県収入証紙(2,200円)」を貼って、消印しないで提出すること。

一度納入した入学選考手数料は返還しない。

ウ 調査書(様式1)

災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

エ 学習の記録等学年内評価分布表(様式3)及び学習の記録等一覧表(様式4)

全日制の課程及び定時制の課程それぞれの課程に志願者がある場合は、両課程に1部ずつ提出すること。過年度の卒業生が出願する場合及び隣接県の隣接学区以外の県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

オ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

(2) 出願書類の提出方法

原則、中学校がまとめて郵送による出願とする。ただし、中学校がまとめて持参することや、志願者が郵送・持参することも可とする。

出願方法の詳細は次のとおりである。

①志願者又は出身中学校長（在学中学校長を含む。以下同じ。）が提出するもの

ア 中学校がまとめて郵送する場合

提出書類	入学願書、受検票、調査書を受検生ごとにまとめて、送付票(様式A)を同封する。
提出期間 及び 受付時間	令和3年2月12日(金)を配達指定日とすること。
提出先	本校
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。 受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、必要額の切手を貼ること。 特別選抜等で、この他に定められた提出書類がある場合は同時に提出すること。
受検票の 交付	「受検票」を2月16日(火)午前11時までに投函する。中学校長は、2月19日(金)の朝の出欠確認時に、志願者に受検票が届いているかを確認し、届いていない場合はすみやかに本校にその旨連絡する。

イ 中学校がまとめて持参する場合

提出書類	入学願書、受検票、調査書を受検生ごとにまとめて、送付票(様式A)を同封する。
提出期間 及び 受付時間	令和3年2月12日(金)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
提出先	本校
提出方法	中学校長が命じた者が窓口を持参する。 受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、必要額の切手を貼ること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。
受検票の 交付	窓口では、受領書(様式B)を交付する。 「受検票」は、窓口では交付しない。2月16日(火)午前11時までに投函する。 中学校長は、2月19日(金)の朝の出欠確認時に、志願者に受検票が届いているかを確認し、届いていない場合はすみやかに本校にその旨連絡する。

ウ 志願者が郵送する場合

提出書類	入学願書、受検票、調査書を同封する。
提出期間 及び 受付時間	令和3年2月12日(金)を配達指定日とすること。
提出先	本校
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。 受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、必要額の切手を貼ること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。
受検票の 交付	「受検票」を2月16日(火)午前11時までに投函する。中学校長は、2月19日(金)の朝の出欠確認時に、志願者に受検票が届いているかを確認し、届いていない場合はすみやかに本校にその旨連絡する。

エ 志願者が持参する場合

提出書類	入学願書、受検票、調査書を同時に提出する。
提出期間 及び 受付時間	令和3年2月15日(月)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで 2月16日(火)午前9時から正午まで
提出先	本校
提出方法	志願者が窓口を持参する。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。
受検票の 交付	「入学願書」等を受領した後、「受検票」を交付する。

②出身中学校長が提出するもの

	郵送する場合	持参する場合
提出書類	学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表	
提出期間 及び 受付時間	令和3年2月12日(金)を配達指定日とすること。	令和3年2月15日(月) 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月16日(火) 午前9時から正午まで
提出先	本校及び高校教育指導課	
提出方法	<p>「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きすること。</p> <p>なお、入学願書等を中学校がまとめて郵送する場合(①ア)は、入学願書等の提出に併せて、学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表を同封し、提出することができる。この場合、封筒の表には、「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きで併記すること。</p> <p>(高校教育指導課郵送先) 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長</p>	<p>直接持参する。</p> <p>なお、入学願書等を中学校がまとめて持参する場合(①イ)は、入学願書等の提出に併せて、学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表を同封し、提出することができる。この場合、封筒の表には、「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きで併記すること。</p>

4 併願

- (1) 県公立高等学校及び県立特別支援学校2校以上に「入学願書」を提出することはできない。
- (2) 本校の全日制の課程と定時制の課程の双方に「入学願書」を提出することはできない。

5 志願先変更

志願先変更は窓口受付のみとする。郵送による手続は認めない。

なお、本校にて出願が認められているが、受検票が手元に届いていない志願者が志願先変更を希望する場合、中学校長が発行する「志願先変更願」(様式8)のみで志願先変更を行うことができる。

この場合、入学願書等を確認の上、「志願先変更証明書」(様式9)を交付する。

(1) 期間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

ただし、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜の出願資格を有する者であっても、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜へ志願先変更をすることはできない。

令和3年2月18日(木)から2月19日(金)まで

受付時間は、2月18日(木)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

2月19日(金)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 他の学校へ志願先変更するときの手続

志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」及び受検票(手元に届いていない場合は不要)を、本校校長に提出し、「志願先変更証明書」の交付を受けた後、新たに出願手続をとること。ただし、上記(1)の期間内に手続を完了させること。

ア 入学選考手数料

(ア) 同一課程において県立高等学校から他の県立高等学校に志願先を変更する場合は、改めて納入する必

要はない。

(f) 定時制の課程から全日制の課程に志願先を変更する場合は、入学願書の所定の位置に不足分の額の埼玉県収入証紙を貼って、消印しないで提出すること。

(g) 県立高等学校から市立高等学校へ志願先を変更する場合、又は、市立高等学校から県立高等学校へ志願先を変更する場合は、改めて所定の手続により納入すること。

(h) 一度納入した入学選考手数料は返還しない。

イ 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表

志願先変更があったときは、出身中学校長は新たに出願した高等学校長に速やかに提出する。ただし、既に提出している高等学校の同一の課程に対しては、改めて提出する必要はない。

ウ 志願先変更証明書

「志願先変更願」が提出された場合は、本校校長は「志願先変更証明書」を交付する。

6 志願取消し

志願を取り消す場合は、出身中学校長を経て、「志願取消届」(様式 10)及び「受検票」を速やかに本校校長に提出すること。

7 学力検査

(1) 志願者は、令和3年2月26日(金)に行われる学力検査を受検しなければならない。

(2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。

なお、追検査を受検する場合は「8 追検査」による。

また、学力検査当日に、次の①又は②に該当する志願者は、学力検査を受検することができない。

①保健所から健康観察や外出自粛を要請されている者

具体的には、次のア、イ、ウ及びエに該当する者をいう。

ア 新型コロナウイルス感染者

イ 濃厚接触者(保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者のほか、過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域から日本に入国した者を含む。)

ウ PCR検査を受け、結果が出ていない者

エ 濃厚接触者を判定するために保健所から外出自粛を要請されている者

②チェックリスト(様式 C)に該当した志願者

学力検査当日の朝に、以下のチェックリスト(様式 C)の各項目に該当するかを志願者自身で行い、A欄で1項目以上、又はB欄で2項目以上該当する者

チェックリスト	
A	<ul style="list-style-type: none">・発熱の症状がある(37.5度以上)・息苦しさ(呼吸困難)がある・強いだるさ(倦怠感)がある
B	<ul style="list-style-type: none">・味を感じない(味覚障害)・臭いを感じない(臭覚障害がある)・咳の症状が続いている・咽頭痛が続いている・下痢をしている(持病や食あたりなど新型コロナウイルス感染症以外の原因が推測されるものを除く)・過去2週間以内に、同居している者で医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われ、かつ、その疑いが否定されていないまま症状が続いている者がいる・過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等の在住者との濃厚接触がある

なお、学力検査当日の朝に、チェックリスト(様式 C)に該当する志願者がいた場合は、速やかに中学校長から本校校長へ連絡すること。

(3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。なお、本校では、数学及び英語の学力検査において「学校選択問題」を実施する。英語にはリスニング

テストを含む。

また、出題範囲は、7月10日公表「令和3年度埼玉県公立高等学校入学者選抜学力検査問題の出題範囲方針並びに学力検査の実施教科及び出題範囲について」による。詳細は県教育委員会ホームページを参照すること。

(4) 学力検査会場は、本校とする。

(5) 学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45～9:20	9:25～10:15 (50分)	休憩	10:35～11:25 (50分)	休憩	11:45～12:35 (50分)	昼食	13:30～14:20 (50分)	休憩	14:40～15:30 (50分)
教科等	一般 諸注意	国語		数学		社会		理科		英語

(6) 学力検査の配点等については選抜要領で定める。

(7) 障害のある志願者に対する配慮事項及び配慮が必要な場合の手続については、別に定める。

8 追検査

(1) 追検査の扱い

次のア、イ又はウに該当する者は、追検査を受検することができる。

ア インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、5教科全ての学力検査を受検できなかった者

イ 「7 学力検査 (2)」に該当する者

ウ 一部受検者(学力検査当日、急な体調不良により、学力検査を継続することが難しいと判断された者をいう。ただし、受検できる教科は、体調不良の申し出があった時点で終了していない検査時間以降の教科に限る。)

(2) 中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、志願者が追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに(学力検査当日中に)本校校長に連絡するとともに「追検査受検願」(様式16)を令和3年3月1日(月)正午までに本校校長に提出すること。

なお、新型コロナウイルスに感染するなどして、令和3年3月3日(水)の追検査を受検することができないことが明らかな場合は、「10 特例追検査」のとおりとする。

(3) 本校校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」(様式17)を交付する。

(4) 追検査を受検できない者

「(1) 追検査の扱い」に該当し、かつ、追検査当日に保健所から健康観察や外出自粛を要請されている志願者は追検査を受検することができない。

ただし、次のア、イ及びウのすべてを満たす濃厚接触者(以下、追検査当日の無症状の濃厚接触者という。)を除く。

ア 初期スクリーニング(自治体によるPCR検査及び検疫所における抗原定量検査)の結果、陰性である。

イ 追検査当日も無症状である。

ウ 公共の交通機関(電車、バス、タクシー、航空機(国内線)、旅客船等)を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くことができる。

(5) 追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。なお、本校では、数学及び英語の学力検査において「学校選択問題」を実施する。英語にはリスニングテストを含む。

(6) 「追検査受検願」を提出した志願者で、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜及び帰国生徒特別選抜による募集においては3月3日(水)に面接を実施する。ただし、追検査当日の無症状の濃厚接触者の面接は実施しない。

(7) 追検査の会場は、本校とする。ただし、追検査当日の無症状の濃厚接触者の検査会場は、指定する県内4施設とする。

(8) 追検査の日程、出題範囲、配点等は、学力検査に準ずる。

9 入学許可候補者の発表

(1) 日時・場所・方法

	ウェブによる発表	掲示による発表
1 日時	令和3年3月8日(月)午前9時	令和3年3月8日(月)午前10時
2 場所	・URL http://nr03.spec.ed.jp/ (詳細は、別に定める)	本校
3 方法	受検番号を発表する。 本校校長は、受検票を確認し選抜結果通知書を入学許可候補者に交付する。	

- (2) 入学許可候補者は、令和3年3月8日(月)午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時までに本校で、選抜結果通知書等を受領すること。資料等受領の際には、受検票を持参すること。
- (3) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」(様式自由)を、出身中学校長を経て本校校長に提出すること。

10 特例追検査

- (1) 新型コロナウイルスに感染するなどして、保健所から健康観察や外出自粛を要請され、学力検査及び追検査をすべて欠席した者は、特例追検査を受検することができる。
- (2) 中学校長は、新型コロナウイルスに感染するなどの事由を踏まえ、令和3年3月3日(水)の追検査を受検することができないことが明らかな場合は、速やかに(学力検査当日までに)本校校長に連絡するとともに「特例追検査受検願」(様式D)を令和3年3月1日(月)正午までに本校校長に提出すること。
なお、「追検査受検願」を令和3年3月1日(月)正午までに本校校長に提出したが、追検査当日に保健所から健康観察や外出自粛を要請されるなど、追検査を受検できない者に該当した場合は、改めて追検査当日までに本校校長に連絡するとともに「特例追検査受検願」を令和3年3月4日(木)正午までに本校校長に提出すること。本校校長は、特例追検査の受検を承認したときは、「特例追検査受検承認証」(様式E)を交付する。
- (3) 特例追検査日は、令和3年3月12日(金)とする。
- (4) 特例追検査は、国語、数学及び英語の3教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。なお、「英語のリスニング」及び「学校選択問題」は実施しない。
- (5) 特例追検査の出題範囲は、学力検査に準ずる。
- (6) 日程は、次のとおりとする。

時間	9:20~9:40	9:40~10:30 (50分)	休	10:50~11:40 (50分)	休	12:00~12:50 (50分)
教科等	一般 諸注意	国語	憩	数学	憩	英語

- (7) 特例追検査の配点等は、学力検査に準ずる。
- (8) 検査会場は、指定する県内4施設とする。
- (9) 選抜は本校の教育を受けるに足る能力・適性を判定して行い、入学許可候補者は募集人員の枠外で決定する。
- (10) 発表は、令和3年3月16日(火)午後2時に、電話により行う。詳細は別に定める。
入学許可候補者は、令和3年3月16日(火)午後2時から午後4時30分まで及び令和3年3月17日(水)午前9時から正午までに本校で、選抜結果通知書等を受領すること。その際、受検票を持参すること。

第2 帰国生徒特別選抜による募集

1 帰国生徒特別選抜による募集の実施及び募集人員

一般募集に併せて実施する。なお、募集人員については、別に定める。

2 出願資格

第1の2に定める出願資格を有する者で、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 日本国外における在学期間が、帰国時から遡り継続して原則2年以上4年未満の者で、帰国後2年以内の者
- (2) 日本国外における在学期間が、帰国時から遡り継続して原則4年以上の者で、帰国後3年以内の者
ただし、「帰国後2年以内」及び「帰国後3年以内」とは、原則として帰国した日から令和3年2月1日現在で、それぞれ2年及び3年が経過していない場合をいう。

3 出願手続

第1の3に準ずる。ただし、次のことに留意する。

- (1) 第1の3の(1)のアについては、「入学願書」、「受検票」とともに「海外在住状況説明書」(様式13)を、本校校長に提出すること。「入学願書」の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告欄」の「帰国生徒特別選抜による募集」に○を付し、出身中学校長による応募資格証明を受けること。
- (2) 「入学願書」を受理した本校校長は、所定の「受検票」及び「帰国生徒特別選抜証明書」(様式14)を交付する。
- (3) 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜にかかる「自己申告書」は、提出することができない。

4 志願先変更

第1の5に準じる。ただし、次のことに留意する。

第1の5の(1)については、帰国生徒特別選抜に出願した者は、1回に限り、他の帰国生徒特別選抜又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができる。ただし、他の帰国生徒特別選抜を行う高等学校の「帰国生徒特別選抜による募集」に志願先を変更する者は、先に志願した高等学校長から交付された「帰国生徒特別選抜証明書」を添付すること。

5 学力検査及び面接

学力検査は第1の7により行う。問題は他の志願者と同一とする。ただし、志願者は社会及び理科の2教科の学力検査は受検しない。

学力検査の日程は、次のとおりとする。面接は同日に実施する。面接の詳細については別途連絡する。

時間	8:45~9:20	9:25~10:15 (50分)	休憩	10:35~11:25 (50分)	休憩	11:45~14:20	休憩	14:40~15:30 (50分)
教科等	一般 諸注意	国語		数学		本校校長の指示に従う		英語

第3 その他

(1) 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜については、別に定める。

(2) 本校の入学選抜は、「令和3年度埼玉県公立高等学校入学選抜実施要項・入学選抜要領」及び「令和3年度埼玉県公立高等学校入学選抜における対応(新型コロナウイルス感染防止対策)」により行う。